

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年（2026年）3月31日

鎌倉市教育委員会教育長

高橋 正

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査
委員会条例施行規則の一部を改正する規則

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例
施行規則（平成26年7月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会
の組織及び運営に関する規則

第1条中「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査
委員会条例（平成26年7月条例第7号。以下「条例」という。）第9条」を「鎌
倉市いじめ防止対策推進条例（令和7年12月条例第13号。以下「条例」という。）
第25条」に改める。

第2条第1項中「委員」の次に「（連絡協議会の委員をいう。以下この章にお
いて同じ。）」を加える。

第3条第1項中「連絡協議会の会議」を「会議（連絡協議会の会議をいう。
以下この章において同じ。）」に改め、同条第2項中「連絡協議会の」を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

（連絡協議会の会議の公開）

第4条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと思
めたときは、これを公開しないことができる。

（連絡協議会の関係者の意見聴取等）

第5条 連絡協議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関
係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求める
ことができる。

第6条第1項中「委員」の次に「（調査委員会の委員をいう。以下この章にお
いて同じ。）」を加える。

第7条第1項中「調査委員会の会議」を「会議（調査委員会の会議をいう。
以下この章において同じ。）」に改め、同条第2項中「調査委員会の」を削り、
同条に次の1項を加える。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の
決するところによる。

第8条の見出し中「公開」を「非公開」に改め、同条中「調査委員会の」を
削る。

第12条中「第6条」を「第16条」に、「教育委員会」を「鎌倉市教育委員会」
に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。